

# 韓国被爆者に対する市民団体の援護活動

## —孫振斗裁判後の渡日治療を中心に—

김 종 훈\*

(e-mail : jjonghoon0215@nate.com)

### <目次>

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. はじめに          | 4. 孫振斗裁判の最終判決と後続対策 |
| 2. 研究目的及び研究方法    | 5. 日本の市民団体の渡日治療    |
| 3. 韓日の基督教の援護の始まり | 6. おわりに            |

キーワード：韓国原爆被害者(Korean victims of the Atomic Bomb), 孫振斗裁判(Son Jindoo's trial), 市民団体(Citizens groups), 渡日治療(Treatments invite to Japan), 戦後責任(Responsibility of the postwar)

## 1. はじめに

1945年終戦後、日本は自らを世界唯一の被爆国と呼び、原爆の被害者と捉えている。ところが日本は、その責任補償の対象を日本の原爆生存者に限定する「被爆者」という特殊な政治的用語によって、原子爆弾の被害者の10%に達する韓国人被爆者を責任補償の範囲に含めなかった<sup>1)</sup>。その後も日本政府は、1965年の「韓日協定」や「通達402号」<sup>2)</sup>などを理由として、在外被爆者に対する「被爆者健康手帳」の交付や手当の支給を拒否してきた。このような中、韓国人被爆者は1966年「韓国原爆被害者協会」を設立し、「被爆者健康手

\* 九州大学地球社会統合科学府、博士課程、地球社会統合科学専攻

1) その背景には、戦後補償をできるだけ拡大したくない日本政府の意図があった。

竹峰誠一郎(2008)「被爆者という言葉がもつ政治性」立命館平和研究(9)、pp.21-30

2) 旧厚生省が1974年7月、都道府県知事と広島、長崎両市長あてに公衆衛生局長名で出した通達。

「旧原爆特別措置法に基づく健康管理手当は海外に居住した場合に受給権を失う」と規定したため、在外被爆者が来日して手続きしても、出国すると打ち切られる状態が続いた。国は、韓国人被爆者の手当受給資格を認めた2002年の大阪高裁判決を受け、2003年に通達を廃止。在外被爆者が出国後も手当を受けられるようになった。

帳」に対する法的闘争やその責任補償を求める運動などを行ってきた。そのような運動を様々な方面から援護してきたのは日本の市民社会である。70年代以来、韓国人原爆被害者の様々な運動において、日本の市民団体が果たしてきた役割は非常に重要な位置を占めている。ゆえに、本論文では、その運動を支援してきた日本の市民団体の援護活動を明らかにし、その活動の意義について考察する。それは、韓国原爆被害者の闘争の歴史をより深く理解し、韓国原爆被害者に対する戦後日本の責任のとり方の一つの形を究明することでもある。

## 2. 研究目的及び研究方法

1978年孫振斗の訴訟が日本の最高裁判所で勝訴判決を受け、韓国被爆者が日本に渡日して「被爆者健康手帳」を受ければ、治療ができる道が開かれるきっかけとなった。しかし、日本政府はその根幹となる「原爆医療法」と「原爆特別措置法」が日本の領域に居住関係を持つものみに当たるという厚生省行政規則である「通達402号」を出し、事実上、海外に居住関係を持つ韓国原爆被害者に対する治療と補償は不可能になったのである。孫振斗の勝訴判決にもかかわらず、「通達402号」によって、その責任補償と治療の道が詰まった韓国被爆者と世論を意識した日本政府は韓国政府との合意によって韓国人被爆者を日本に招待して治療する「渡日治療制度」を行うようになった。しかし、この両政府の「渡日治療制度」の前に民間次元で渡日治療が行われてきた。1980年から行われた韓日両政府の「渡日治療制度」前の1978年、日本の市民団体である「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」が韓国被爆者に対する渡日治療を開始したのである。

「通達402号」によって、日本で「被爆者」としての治療が不可能であった韓国被爆者にとって、1978年から始まった「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」などの韓国人原爆被害者に対する渡日治療は非常に重要な支援活動であった。このような活動を中心に、日本の市民団体は韓国原爆被害者の闘争を様々な方面で支援をしてきた。その支援によって、韓国原爆被害者に対する責任補償のための闘争活動が現在まで続くことができたのである。そのため、日本の市民団体の活動は韓国人原爆被害者の闘争活動の歴史を理解する上で重要な役割をしているが、その大切な活動に対する研究はまだ十分に行われていない。

本論文では、韓国原爆被害者に対する日本の市民団体の支援活動とその意義を究明するため、まず1974年の孫振斗裁判の一審後、韓国原爆被害者問題に関心を持ち始めた韓日両国キリスト教の一部が、どのような背景で、どのような支援活動を始めたのかについて明らかにする。

そして、1978年の孫振斗裁判の最高裁判所判決とその後続対策である韓日政府の渡日治療制度の始まりの意味と背景を考察する。

最後に、両政府による「渡日治療制度」以前から行われた日本の市民団体による渡日治療はどのような背景で、どのように行われて来たのかについて考察する。そのため、韓国人被爆者の証言や市民団体の活動記録、先行研究、政府の政策や法律などの分析を行い、韓国被爆者の闘争の中で、あまり知られていない日本の市民団体の支援活動の背景とその過程を明らかにする。そして、その支援活動の背景からその支援の意義に対して議論する。

### 3. 韓日のキリスト教の援護の始まり

原爆症の治療のために密入国して捕まれた韓国原爆被害者孫振斗は1971年10月5日に「孫さんに治療を！全国市民連合会」（以下「連合会」とする）の支援の中、被爆者であることを認めさせるために被爆者健康手帳を申請することになった。被爆者健康手帳の申請から9ヶ月が過ぎた1972年7月14日、福岡県は彼が日本に居住関係を持っていない外国人であることを理由として、被爆者健康手帳の交付を却下した。それに対して孫振斗と連合会は被爆者であることを認めさせるために被爆者健康手帳交付申請却下処分取消訴訟を1972年10月2日に提起し、結局、1974年3月30日一審裁判で勝訴した。これによって、韓国被爆者も日本で被爆者として認める道が開かれたが、その後、厚生省から出た「通達402号」は、日本国内だけに被爆者健康手帳の効力を限定させ、韓国被爆者に対しての差別政策は以前とあまりに変わりなかった。

しかし、孫振斗の勝訴と日本の市民団体の支援によって、韓日両国の多くの人々がこの問題に関心を持ち始め、そして両国の宗教界にも、この問題に注目し始めた。

1974年日本キリスト教団中部教区では、林比佐雄社会部委員長の指示によって、日本キリスト教団が1967年3月26日発表した第2次世界大戦下に於いての日本キリスト教団の責任に対する告白の精神を立ての在広島韓国人朝鮮人被爆者救援について論議があった。同年7月の教区社会部は広島に行って韓国人原爆犠牲者慰霊碑や、原爆資料館を訪問して原爆被害と在韓被爆者の実情を把握した。当時の広島の相生校の上流方の川辺には原爆スラムと呼ばれる村がが密集していた。この村は広島の都市復興から除外された所で、一万人近くの主民の大半は被爆者であり、そのうち3千人は朝鮮人であった。教区社会部はこの原爆スラムで韓国人慰霊碑建設企画委員である尹炳道と尹甲首、全

規権などの被爆者を面会して被爆朝鮮人の実態に対する話を交わした<sup>3)</sup>。

その後、広島のカリシト教徒平和会の杉原助牧師、渡辺政治、河本一郎、金信煥牧師、河村病院の河村虎太郎院長の5人は、今後の組織と活動の方向について協議した。当初、中部教区社会部の希望は8月の第一日曜日の平和聖日に30万円を目標として募金をするはずであったが、それ以降も続けたいという意見によって、「在広島韓国人・朝鮮人被爆者救援会」という団体が作られた。(代表金信煥在日大韓カリシト教広島教会牧師)<sup>4)</sup>

結局、7月24日に中部教区の全教会に平和聖日献金を頼んだ結果、60箇所の教会から398748円の献金を始め、20年以上募金を通じ被爆者への支援が行われた。このような支援は河村病院長の「すべきことは真面目に続けてすることが大事」「日本人として、カリシト教人として、責任を感じ隣人に奉仕する人になりたい」言葉のように、持続的に、そして自らの責任感というものがその原動力になって支援活動が20年間続けられた<sup>5)</sup>。

このような中部教会の募金活動を通じた在広島朝鮮人原爆被害者支援は、たとえ韓国に居住する被爆者を直接的に支援ではなかったが、韓国原爆被害者を支援してきた市民団体の活動を理解するさいに重要な背景になる。なぜなら、中部教区のこの「在広島韓国人・朝鮮人被爆者救援会」の活動は後日、カリシト教団中部教区の桑名教会から始まった「在韓被爆者を広島に招待する運動」の始発点としての重要な意味を持つためである。

また、1974年には韓国内でも宗教界の一部から支援運動が展開し始まった。孫振斗の1審勝訴によって韓国内の世論の関心が高くなり、「韓国原爆被害者協会」も自分たちの実情に対して活発にアピールをすることになった。

まず、「韓国原爆被害者協会」は、1974年1月21日から3月26日まで3回にわたって、カリシト教協議会宣教会の会議に参加して、被爆者が治療を受けられる対策を設けることを訴えた。その結果、「カリシト教女性信徒連合会」(現韓国カリシト教女性連合会、以下、教会女性連合会)が彼らの訴えに応じた<sup>6)</sup>。

なぜ「教会女性連合会」は韓国原爆被害者に対する支援活動を始めたのだろうか。その直接的な契機としては1974年2月、米国協会女性連合会の韓国訪問と日本の平和会議への参加があった。「教会女性連合会」はこの会議で、韓国人被爆者問題を国際平和運動のテーマとして引き出し、世界教会女性たちの支援と連帯を訴えることになった

3) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』、p.153.

4) 同上

5) 同上、p.154.

6) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』、p.155.

のである。その後の同年7月、「教会女性連合会」傘下委員会である人権委員会の主要実行事業として原爆被害者支援事業を採択し、被爆者の実態把握、広報、被爆者治療、日本に対する補償請求、募金活動を実践課題に設定して本格的に韓国原爆被害者に対する支援活動を始めた。

「教会女性連合会」の活動のうち、注目すべき活動は国際社会に韓国原爆被害者問題に対する広報活動と国内での被爆者治療支援活動がある。「教会女性連合会」は、日本キリスト教会協議会(JNCC)の女性委員会に支援を要請する公文書を発送するとともに、世界教会協議会(WCC)、アジア教会協議会(CCA)、米国協会女性連合会など多数の世界エキュメニカル機構にも支援協調文を発送した。それと同時に「韓国原爆被害者協会」の依頼を受けて、より体系的に韓国原爆被害者の実状を知らせするため、実態調査を開始することになった<sup>7)</sup>。

韓国原爆被害者協会の依頼と協力から行われた初の実態調査は、個別の家庭を訪問して被爆者の経験を口述する調査方式を取り、調査は具春会総務が担当した。集まった調査資料を李友情「教会女性連合会」会長が整理、「韓国原爆被害者の実態」というタイトルで『創作と批評』の春季号に掲載する。そしてこれをまた編み上げ、『韓国原爆被害者の実態調査報告書』という小冊子につなげて「教会女性連合会」傘下機関に配布して原爆被害者に対する関心と支援を訴えた。

教会女性連合会の活動は、単に実態調査と広報にとどまらなかった。「教会女性連合会」傘下の人権委員会は実態調査をもとに、国内外の募金方策を討議することになる。74年7月「韓国原爆被害者協会」を招待して募金を向けて座談会を実施した。国外募金のためには「教会女性連合会」が接触可能な世界姉妹機関と団体たちに書簡を発送して支援を要請した。そして、募金活動が実効をあげ始めた1976年からは治療支援活動を開始することになった。

1976年1月、「教会女性連合会」はソウルのセブランス病院と医療契約を締結する案を検討し、当時、延世大学リハビリ学科教授具哀憐(教会女性連合会宣教師)が実務接触をして、治療費の30%を割引する条件で治療契約を締結した<sup>8)</sup>。

その当時韓国には、原爆被害者が多く居住したために韓国の広島と呼ばれる慶尚南道陝川に唯一の原爆被害者診療所が開設されていた。しかし、1973年12月、日本の核禁会議の後援から開設されたこの診療所は1974年6月、政府の予算支援中止により事実上

7) 同上、p.37.

8) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011)『한국원폭피해자65년사』、p.171.

休業状態にあったため、多くの原爆被爆者が診療に難しさを感じていた。このような状況で、「教会女性連合会」の治療支援活動は被爆者に大きな力になった。

しかし、このような教会女性連合会の広報活動と支援活動は順調に行っていたものではなかった。当時の韓国社会の複雑な政治状況は韓国原爆被害者支援団体の活動にも影響を与えた。「教会女性連合会」の原爆被害者実態調査は1974年、77年、79年の3回に渡って行われたが、2回目の調査は日本で開かれた反戦反核平和国際シンポジウムに参加するための調査であり、3回目の調査も「米国長老派教会女性教会」の後援によって行われた調査であるため、事実上韓国内のいろいろな実態を海外に知らせる可能性がある資料も含まれていたのである。「韓国教会女性連合会」は、このような実態調査を整理して、米国と日本などの海外に広報活動を行う予定だったが、当時、光州民主化抗争による政権の厳しい検閲などの政治的背景によって、資料を押収されることもあった。

また、安保危機と反共論が支配した冷戦時期の韓国の政治秩序の中の被爆者の活動は、日本の市民団体と交流することも厳格に制限された。

「私が日本に初めて行くことになったのは東京でした。日本の記者が招待して、原爆被害者の存在を知らせるためのです。それが佐藤首相が韓国に来た時、私たちがデモをしようとして捕まった時、斎藤という記者が来たんですよ。その人が私とソングィダルさんを招待したが、身元照会をして私だけが行くことになりました。船に乗って下関に降りて、列車に乗って広島へ行って、東京まで行きました。孫振斗氏の訴訟の前のことでした。その時は日本に行く前に素養教育を受けました。それを受けに行く時は協会を経て行きました。それをソウルで受けなければならなかったですよ。社会主義者がいるからそんな人たちと会ったらならない、そんな素養教育を受けてこそ、日本を行った時代です。」(李真聖)<sup>9)</sup>

このように、韓国原爆被害者の日本市民社会との交流においても身元照会を通じて越境を制限し、素養教育を通じて再び行動を制約した。このような背景には「分断体制下の韓国と北朝鮮の両方の政権が維持してきた抑圧的体制が存在し、これは、在日韓国人社会まで続いて、このような雰囲気は原爆被害者と交流する日本の知識人や社会団体の活動家たちの実践方式にも影響を及ぼした」<sup>10)</sup>という韓国の政治的構造が存在する。

結局、このような韓国社会の政治的背景は「韓国原爆被害者協会」の活動と日本市

9) 정근식(2005) 『고통의 역사 : 원폭의 기억과 증언』 선인, p.214.

10) 권숙인(2002) 「월경하는 정체성: 제일 한인, 민족, 그리고 우리」 『OK times』, 해외교포문제 연구소, 第103号, pp.18-19.

民団体との交流にも影響を及ぼして、「韓国原爆被害者協会」の活動と市民団体の救護活動も、主に韓国内での人道的援護や慰労、医療レベルで限定された。悪い経済状況の苦痛を受けてきた多くの被爆者の実情を考えれば、救援金及び慰労金などの経済的支援と医療的支援が重要な部分を占めるのは当然ともいえるが、これは「当時の政治・社会的な雰囲気の中で、ほぼ唯一に許された活動の方式が人道的支援だった」<sup>11)</sup>ということを意味する。

## 4. 孫振斗裁判の最終判決と後続対策

このような韓国社会の「原爆被害者協会」と支援団体の活動に対する規制の中で、日本では1978年3月30日、韓国人被爆者孫振斗の訴訟が日本の最高裁判所で勝訴判決を受けた。それにより、孫振斗は最終的に在外被爆者の権利を認められることになった。

最高裁判所は「原爆医療法は、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず、同法が国家補償の趣旨をあわせもつもの」と解し、「被爆者の置かれている特別な健康状態に着目して、これを救済するという人道的目的の立法である」と位置づけ、孫さんの勝訴判決を下した<sup>12)</sup>。この判決によって、1978年4月3日、孫振斗は「被爆者健康手帳」の交付を受け、日本で特別の滞在許可を得て、原爆障害治療を受けるようになった。

孫振斗の手帳交付訴訟に対する最高裁判所の判決は、日本政府が被爆者の被害に対して責任があるということ、韓国人の被爆について国家道義的観点からも補償責任があるということを明示した判決であった。これに対して日本政府の「被爆者政策は社会保障制度」であり、「韓国人被爆者補償問題は、韓日条約によって解決済み」という主張が崩れることになった。このような判決によって韓国人原爆被爆者の補償要求運動にも大きな弾みが付くようになった。

4月1日、「韓国原爆被害者協会」は声明書を発表した。声明書の要旨は「孫振斗の手帳裁判は孫振斗個人の問題ではなく韓国被爆者と日本政府との争議であり、今回の勝訴によって日本政府が今まで回避しようとした韓国人被爆者に対する国家責任が確定された。これを向けて法的闘争をしてきた孫振斗と彼を支援してきた日本の市民団体に謝意を

11) 오은정(2013) 「한국원폭피해자의 일본 히바쿠샤 되기」、서울대학교、p.136.

12) 「被爆者健康手帳訴訟最高裁判決(全文)」(孫振斗—最高裁第一小法定昭和五三年三月三〇日) 昭和五〇年(行ツ)第九八号判決

表明し、日本の最高裁判所の判決は日本の良心が生きているという証拠として敬意を表する。これに対して日本政府は外国人被爆者に対する特別法を制定して、すべての責任を完遂しなければならない<sup>13)</sup>ということであった。

このような孫振斗の最高裁判所での勝訴と韓国原爆被害者協会の声明書は『東亜日報』の「日法院、密入国した被爆者にも健康手帳交付しなければ」<sup>14)</sup>など、新聞紙上を通じて韓国と日本社会に知られており、韓国被爆者の補償問題に対する社会的関心も高まるようになった。

これに対して日本政府は韓国原爆被害者の補償要求運動が激しくなる前に先制的な措置を取るようになる。最高裁判所の判決後、4ヵ月経った1978年7月、橋本竜太郎議員を団長とする自民党政調会が、戦後初めて韓国の釜山で韓国人被爆者を面会し、当時韓国の与党であった民主共和党と韓国人被爆者に関する協議をし始めた。これを根拠に1979年5月、厚生省に原爆被爆者対策基本問題懇談会が設置され、6月25日ソウルで韓日両国与党の間で「韓国医師の日本派遣訓練、日本医師の韓国派遣、韓国人被爆者の渡日治療」内容とする韓国人被爆者に関する合意が交換された<sup>15)</sup>。

結局、1980年10月8日、韓国保健社会部と日本厚生省の間に「在韓原爆被害者渡日治療実施に関する合意書」が交換された。第1回の渡日治療患者は10人、入院期間は2ヵ月、医者が必要と認める場合は6ヵ月まで延長する。そして、渡日治療患者の往復旅費は韓国政府が負担し、原爆2法(原爆医療法・原爆特別措置法)で定められた病院治療費と健康管理手当や特別手当は、日本政府が支給するという内容であった。

これは韓国原爆被害者の要求には不十分であったが、渡日治療制度という支援策の実現は韓国被爆者の密航と裁判、日本の市民団体の協力が得た結果として価値があり、日本が世界唯一の被爆国という認識の壁を崩し、韓国被爆者に対して国家補償的措置を拡大していくという制度的変化のはじめの一步であった。

## 5. 日本の市民団体の渡日治療

孫振斗裁判が最高裁判所で勝訴しそれに従う対策である韓日両政府の渡日治療制度

13) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』、p.179.

14) 「일법원, 밀입국한 피폭자에게도 건강수첩 교부해야만」 『동아일보』 (1978.04.01)

15) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』、p.180.



は1980年から行われたが、日本の市民団体による渡日治療はその前の1978年から行われてきた。その出発は宗教界の小さな集まりであった。上述したように、1974年日本キリスト教団中部教区は、日本キリスト教団が1967年3月26日発表した第2次世界大戦下に於いての日本キリスト教団の責任に対する告白の精神を立ての在広島韓国人朝鮮人被爆者救援についての支援運動を始めた。それによって、「在広島韓国人・朝鮮人被爆者救援会」という団体が作られ、韓国原爆被害者に対する募金運動が行われてきた。

このような、日本キリスト教団中部教区の韓国原爆被害者に対する募金運動が行われている中、中部教区の三重県の桑名教会（原崎清牧師）では「韓国読書会」が開始されていた。

1976年9月、被爆朝鮮人に対する読書会をはじめ、教会内の「中高学生の会」、  
「婦人の会」にも被爆朝鮮人の読書会を開始した。その後、在韓被爆者に対する支援、特に在韓被爆者の渡日治療について協議を始めた。これは広島と長崎で被爆された韓国人被爆者のうち二万人余りに達する人々が医療体制も具備されていない悲惨な状況に置かれているので、日本のキリスト教団が戦争に対する責任を考慮して、小数でも広島に招待して治療をするのはどうなのかという趣旨の議論から行われた<sup>16)</sup>。

1977年4月、桑名教会総会で在韓被爆者を日本に招待して渡日治療することを決議、6月、担任牧師の原崎牧師が広島で調査、招待方法などを決定して教会に報告した。渡日治療に必要な目標金額を100万円が決まって、1年間募金して招請することに合意した。同年、広島原爆投下慰霊祭がある8月6日の翌日の7日、「在韩国原爆被爆者を広島病院に招待する運動」を発足し、募金を始めた。目標金額は130万円に変更され、市民を対象に講演会と映画会などを企画し、献金募金活動をした。1977年8月7日に始まった募金運動が1年過ぎた1978年8月7日、募金額は目標であった130万円を超える350万円に達した。これに鼓舞された委員会は、翌月の9月9日、韓国の被爆者キム・スンオク(当時42歳)を、11月8日にはキム・イスル(当時51歳)を広島に招待して治療した。これを契機に、日本キリスト教団中部教区と桑名教会は、隣国の韓国に対する日本人の罪を謝罪する意味として戦後長期間放置されてきた在韓被爆者の招待治療を本格化し始めた。1978年、原崎牧師が代表として広島を訪問、河村病院長などと具体的な案を作成して、「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」を結成し、韓国原爆被害者に対する渡日治療を開始することになった。

16) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』, p.182.

しかし、渡日治療は最初から難航であった。実際韓国被爆者が渡日するまでの手続きは複雑であったためである。まず、「韓国原爆被害者協会」から渡日治療申請書を受けて、招待状に河村病院長の納税証明書と医師免許証の写しを添付して下関大韓民国領事館に送って確認を受けた。領事館から戻った招待状に往復航空券とパスポートやビザの手続きの手数料を同封して本人に送った。こうして招待を受けた韓国被爆者が日本に到着する日には空港まで出迎え、入院させた。そして被爆当時を証明させる2人の証人を見つけて「被爆者健康手帳」の交付を打診した。当初には1978年50万円を目標として募金活動をし、1年間のみに招待治療を実施する予定だったが、意外に反響が大きかったため、8年間救護活動を継続することができた。2～3回の渡日治療を受けた人を含めて、「韓国原爆被害者協会」の推薦を貰って21人の在韓被爆者を招待し、最終募金総額が900万円程度に達した<sup>17)</sup>。

1984年、8年間続けてきた「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」は、新しく「在韓被爆者渡日治療広島委員会」として再編されることになった。その背景には、韓日両政府の渡日治療制度の多くの制限と政府間の渡日治療延長の霧散が大きき理由であった。

韓日両政府から行われた渡日治療制度は実際多くの問題を持っていた。まず、日本政府は5年間にわたって毎年100人の韓国人被爆者を広島と長崎の原爆病院に入院させたが、治療期間は原則として2ヵ月間、重複の渡日治療や韓国帰国後のアフターケアも認められなかった。また、渡日治療に対する日本と韓国政府の合意書には、日本政府が治療費や手当を支給するとされていたが、彼らが受け取った援護は「原爆医療法」による病院治療のみで、「原爆特別措置法」による手当の支給は成されていなかった。それにもかかわらず韓国人被爆者にとって、渡日治療は唯一の専門的な被爆治療を受けられる機会を提供することであった。そのため、「韓国原爆被害者協会」は渡日治療者数の拡大、治療期間の延長、再渡日治療などの改選策を要求したが、それは受け入れられなかった<sup>18)</sup>。

この問題を意識したのは「韓国原爆被害者協会」だけではなかった。市民運動次元で渡日治療を行ってきた「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」の河村病院長も原爆被害者の治療期間の延長、再渡日の必要性を感じてきた。また、その時期は両国の渡日治療制度がその延長をめぐる、論争が始まった時期であった。

このため、両政府間の渡日治療の期間が終了することを憂慮した「韓国の被爆者を広

17) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』, p.184

18) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』, p.196.

島病院に招待する会」は、渡日治療を希望する韓国人被爆者を招待して期限のない治療が行われるため日本の他の市民団体と連帯して、「在韓被爆者渡日治療広島委員会」に拡大、再編した。

発起人である河村虎太郎病院長は韓国慶尚北道永川で生まれた引揚者であった。京城帝国大学（現在のソウル大学）医学部を卒業し、生理学の講師として朝鮮で住んだ経験があった。終戦後に広島市大手町に現在の河村病院を開業した。彼は1971年から核禁会議から韓国に派遣された韓国被爆者診療医師団の一員として毎年ソウル、陝川などで韓国原爆被害者の状況を経験した。キリスト教徒であった彼はその後、日本キリスト教団と桑名教会などとともに「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」を結成して韓国被爆者に対する治療と救護活動を行ってきた。彼は、韓日両政府の渡日治療の延長が霧散する可能性があるという話を聞き、民間レベルでも渡日治療の脈を受け継がねばならないという意志から、桑名教会を中心とした韓国人被爆者渡日治療運動を改編することを考えた<sup>19)</sup>。彼は韓国人原爆被害者を支援する運動をすることになった動機について次のように語った。

「被爆者救援ということは反核平和運動の重要な柱であると考えている。原爆投下によって被爆した人間の悲惨な実態は被爆者だけが体験し、実感したもので、私たちはその実状を推論することに過ぎない。今後、核戦争が起きれば、人間は原爆よりもっと大きな被害を受けることは明らかである。人類の将来のために、我々が被爆者の体験を継承して彼らの救援に力を入れて反核運動を行う必要があると思う。被爆者救護を除いた反核運動は重要な柱がない運動に過ぎない。日本の植民地政策に従って被爆し生き残った在韓被爆者は約二万人と推定され、被爆者の中にも特に悲惨な状況である。韓国内では、政府と民間が被爆者に対する関心が非常に低く、在韓被爆者はその困窮を訴え、日本政府に救援を望むことについて、韓国の恥をあらわすのではないだろうかという反感もある。日本人被爆者に比べて、収入が低く、医療の恩恵もなく、周りから差別の視線を受けてきた彼らについて私たち日本人たちは特に心から救護の手を差し出さなければならないと思う。」<sup>20)</sup>

河村病院長が述べたように日本の市民団体の韓国原爆被害者支援は基本的に反核平和運動の枠組みで行われる。反核平和運動の中にも、被爆者救援こそ、反核平和運動の重要要素として意味を持ち、彼らは被爆者救援活動を通じて反核平和運動を実現す

19) 同上、p.197

20) 사단법인 한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』、p.198.

ることである。そのうち植民地政策で被爆した韓国人被爆者も日本人被爆者と同じ被爆者であり、彼らも被爆者として正当な措置を受けるべきであるが、彼らは、両国から差別を受けているために日本人として彼らに対する救護にさらに努めなければならないという考えは、彼らの韓国原爆被害者支援運動の動機になっているだろう。

「在韓被爆者渡日治療広島委員会」は渡日に関する手続き、入院や治療費用、渡日治療者に対する送迎、90日間の入院生活全般に対する支援を計画した。また、全国募金額が減少すると招待治療運動が弱化するかもしれないという憂慮の声の中、「無窮花会」を組織して、バザーなどを通じた募金運動も実施してきた。そして、「在韓被爆者渡日治療広島委員会」は2001年郭貴勲裁判の勝訴判決後、「決議文」<sup>21)</sup>を発表するなど、現在までも募金運動や渡日治療を続けてきている。その結果、1984年4人で始まった渡日治療は、1985年44人、1986年59人など2011年まで合わせて555人<sup>22)</sup>の韓国被爆者が「在韓被爆者渡日治療広島委員会」の渡日治療を受けた。政府レベルで行われた両国の渡日治療制度が5年間349名の韓国被爆者を治療したことを考えたら、もちろん28年という長い期間であるが、民間レベルで持続的に555名という治療患者の数は相当な数であるだろう。

このような韓国被爆者を支援した活動は、河村病院長が1984年、全斗煥韓国大統領から表彰を受けるなど、韓国でもその功労を認められるようになる<sup>23)</sup>。

## 6. おわりに

以上、1974年の孫振斗裁判の一審後、韓国原爆被害者に対する韓日両国キリスト教

21) 「韓国原爆被害者協会の元会長郭貴勲さんが原告となって在外被爆者への援護法適用を訴えていた裁判は、去る六月一日大阪地方裁判所の三浦裁判長が郭貴勲さんの主張を認める歴史的判決を言い渡した。これによって在外被爆者の援護が一步前進するという光明が見えてきた。しかし政府が控訴を検討しているというマスコミの報道に接し憂慮している。控訴をとりやめ高齢化した在外被爆者の健康と生きる希望を保証する政策をうちだすことを強く要望する。(中略) 私たち「在韓被爆者渡日治療広島委員会」は、韓日両政府の合意に基づいて始まった韓国人被爆者の渡日治療が打ち切られる前の1984年に民間病院の協力によって発足した。これまで全国の有志のキャンパに頼りながら444人(6月5日現在)の渡日治療を受け入れてきたが、2300人と云われる被爆者に限定してもなお5分の1に満たない。まだまだ多くの渡日治療希望者がいるなかで、民間団体の活動にはおのずから制約があり、経済的困難者や症状の重い人は渡日できないという現実がある。(中略) 被爆者の高齢化が進むなかで援護を急がねばならない。「国益」のために控訴して在外被爆者の権利を再び奪うことはあまりにも理不尽である。政府は判決を受け入れ早急に援護法の適用に踏み切るとともに道義ある姿勢を示すことを強く要望する。以上決議する。」(在韓被爆者渡日治療広島委員会決議、2001年6月9日)「在韓被爆者渡日治療広島委員会」(<http://www.no-more-hiroshima.com>) (検索日:2018.12.20)

22) 同上

23) 「在韓被爆者渡日治療広島委員会」(<http://www.no-more-hiroshima.com>) (検索日:2018.12.20)

の支援活動とその背景、そして、韓日政府の渡日治療制度と日本の市民団体による渡日治療の背景と意義に対して考察した。

1974年の孫振斗の一審裁判の勝訴後、韓日両国の多くの人々がこの問題に関心を持ち始め、韓国の「教会女性連合会」や日本キリスト教団中部教区など両国の宗教界の一部からこの問題に注目することになった。韓国の「教会女性連合会」はこの問題を国際的に広げるための広報活動や国内での被爆者治療支援活動をし始めた。そして、日本キリスト教団中部教区では、「第2次世界大戦下に於いての日本キリスト教団の責任に対する告白の精神を立ての在広島韓国人朝鮮人被爆者救援」という趣旨から原爆被害者に対する募金運動が行われることになった。

このような市民団体の動きの中、1978年孫振斗の手帳裁判の最高裁判所での勝訴が確定された。この判決前まで、日本政府は「韓日協定」や「通達402号」を根拠に韓国原爆被害者に対する日本での治療を拒否してきた。しかし、孫振斗の最終勝訴とそれに対する世論を意識した日本政府は1980年、韓国政府と合意、韓国人被爆者を日本に招待して治療する「渡日治療制度」を行うことになった。

この渡日治療制度は韓国原爆被害者の補償に対し一貫して拒否してきた日本政府が韓国被爆者に対して措置を行う制度的変化の始発点であるとして、韓国原爆被害者の闘争の歴史を理解する際に重要な意味を持つと思われる。

一方、韓日両政府の渡日治療の実施前の1978年8月、日本の市民団体から民間次元で韓国原爆被害者に対する渡日治療が行われた。

在広島韓国人・朝鮮人に対する募金運動を行ってきた日本キリスト教団中部教区の三重県の桑名教会では、被爆朝鮮人に対する読書会をきっかけに、戦争に対する責任を考慮して、小数でも広島に招待して治療するという趣旨から「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」を結成し、韓国に対する日本人の罪を謝罪する意味として韓国原爆被害者の渡日治療をし始めた。1984年、「韓国の被爆者を広島病院に招待する会」は、両政府間の渡日治療の終了を憂慮して、日本の他の市民団体と連帯して、「在韓被爆者渡日治療広島委員会」に拡大することになった。

このような日本の市民団体の渡日治療は、被爆者援護を通じる反核平和運動の実践をその背景としている。その被爆者援護、特に韓国原爆被害者に対する援護活動を行う動機には、彼らも被爆者として日本人被爆者と同じ措置を受けるべきだが、差別を受けていることに対する日本人としての責任意識が存在している。

韓国原爆被害者が日本政府に対して責任補償を要求することには、日本政府の日本

人被爆者とは異なる差別が背景にあり、彼らにとって責任補償は、日本の被爆者と同じ待遇であるだろう。韓国原爆被害者に関する裁判で、大阪高裁が「被爆者はどこにいても被爆者」<sup>24)</sup>としたのように、植民地政策下で、日本人として被爆した韓国の原爆被害者も、日本の被爆者と同様に、原爆の被害者である。日本の市民団体の援護活動は、戦後日本政府が差別し、逃れていた韓国原爆被害者に対する責任を、戦後の日本国民としてとる一つのかたちを示すものではないだろうか。

### 【参考文献】

- 권숙인(2002) 「월경하는 정체성: 제일 한인, 민족, 그리고 우리」 『OK times』, 해외교포문제 연구소, 第103号, pp.18-19.  
 사단법인한국원폭피해자협회(2011) 『한국원폭피해자65년사』, pp.153-155, p.171, pp.179-180, p.182, p.184, pp.196-198.  
 오은정(2013) 「한국원폭피해자의 일본 히바쿠샤 되기」, 서울대학교, p.136.  
 정근식(2005) 『고통의 역사: 원폭의 기억과 증언』 선인, p.214.  
 竹峰誠一郎(2008) 「被爆者という言葉がもつ政治性」 立命館平和研究(9), pp.21-30.

「在韓被爆者渡日治療広島委員会」ホームページ: <http://www.no-more-hiroshima.com>  
 (検索日: 2018.12.20.)

논문 투고 일자: 2018. 12. 26.
논문 심사 일자: 2019. 01. 31.
게재 확정 일자: 2019. 02. 01.

24) 韓国人被爆者郭貴勲が提起した被爆者健康管理手当の継続支給についての裁判で、大阪高裁は2002年12月5日、「被爆者はどこにいても被爆者」と、日本出国後も、手当は継続して支給すべきだと判決した。

< 要旨 >

韓国被爆者に対する市民団体の援護活動  
— 孫振斗裁判後の渡日治療を中心に —

金鍾勳

本稿は、孫振斗裁判を契機に韓国人原爆被害者に対する援護活動を行った日本市民団体の活動の背景と意義を考察したものである。

韓国原爆被害者孫振斗の裁判を契機に、日本や韓国のキリスト教の一部からこの問題に関心を持ち始め、募金活動や広報活動などを支援を行うことになった。

その後、孫振斗裁判の最終判決によって、韓国原爆被害者に対する支援を拒否してきた日本政府は韓国の被爆者を対象に「渡日治療制度」を実施することになった。これは韓国原爆被害者に対する日本政府の制度的変化の嚆矢であった。

一方、日本政府の渡日治療の施行前から日本の市民団体の韓国原爆被害者に対する渡日治療が行われた。日本の市民団体の渡日治療の背景には、韓国原爆被害者も日本の被爆者と同じ被爆者であるが、同等な措置ではなく、差別を受けていることに対する戦後日本人としての責任意識が存在している。

The Aid of Japanese Citizens Group to Korean Victims of the Atomic Bomb : A Focus on the Invitation of South Korean Survivors to Japan for Treatment in the Wake of Son Jindoo Trial

Kim, Jong-whoon

This paper examines the background and importance of the activities undertaken by Japanese citizens groups to implement supportive for Korean victims of the atomic bomb. These interventions were launched in large part as a response to the legal actions initiated by the Japanese government against Son Jindoo.

Following Son Jindoo's trial, during which he advocated on behalf of Korean victims of the atomic bomb, he was able to begin taking care of survivors in cooperation with supportive Christian groups in Japan and Korea. Additionally, he promoted fundraising activities and public relations campaigns to aid victims.

In the years that followed, and in accordance with the final judgment rendered in Son Jindoo's case, the Japanese government which had refused to support Korean victims of the atomic bomb decided to invite them to Japan for treatment. This represented the beginning of the Japanese government's institutional change toward Korean victims of the atomic bomb.

Meanwhile, groups of Japanese citizens had been treating the Korean victims for overnight. These measures were taken in advance of the Japanese government's actions. Furthermore, the Japanese citizens groups treated Korean victims in the same manner as Japanese victims's. Nonetheless, this equitable treatment was underscored by a new awareness of postwar Japan's responsibilities, and grounded in an understanding of contemporary discrimination.